

新型コロナウイルス感染症対策関係事業（障害者関係）一覧

事業名	内 容	補助対象、申請方法等	問い合わせ先
1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（感染症拡大防止支援金）	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組みを行う障害福祉サービス事業所等に対し、支援金を支給します。</p> <p>（経費の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用 ・外部専門家等による件数の実施に要する費用 ・感染発生時対応・衛生用品保管等に使える多機能型簡易居室の設置費用 ・感染防止を徹底するための面会室の改修費 ・タブレット等のICT機器の購入又はリース費用等 	<p>全ての障害福祉サービス施設・事業所等（地域生活支援事業は含まない）が対象で、申請書受付は、兵庫県国民健康保険団体連合の電子請求受付システムによるインターネット申請等により行います。</p> <p>【申請締切：令和3年1月31日必着】</p>	<p>【郵送先】 〒651-8769（住所不要） 兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局 （078）362-3056 平日9:00～17:00</p>
2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（感染症対応従事者慰労金）	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた障害施設・事業所等に従事されている方に対し、慰労金を支給します。</p>	<p>令和2年3月1日から6月30日までの間に、対象となる障害福祉サービス施設・事業所等に10日間以上勤務し、利用者と接する職員が対象です。</p> <p>申請書受付は、兵庫県国民健康保険団体連合の電子請求受付システムによるインターネット申請等により行います。</p> <p>【申請締切：令和3年1月31日必着】</p>	<p>https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/korona_jigyou.html</p>
3 衛生管理体制の強化	<p>障害者支援施設等でクラスターが発生した際等に、引き続きサービスを提供する場合等に、県から必要に応じて衛生材料等の供給等を行います。</p>	<p>左記の対象施設等に現物支給します。</p> <p>（政令・中核市を除く）</p>	<p>通知本文に記載の連絡先（サービス種別により異なる）</p>
4 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業	<p>感染者が発生した、若しくは濃厚接触者に対応した障害福祉サービス事業者等が、サービスを継続して提供するために必要なかかりまし経費等を補助します。</p>	<p>対象経費：障害福祉サービス事業所等のサービス継続に必要な費用 申請方法等：令和3年1月中旬に県HPでお知らせします。（政令・中核市を除く）</p>	<p>通知本文に記載の連絡先（サービス種別により異なる）</p>
5 社会福祉施設等における感染者発生時の感染管理認定看護師等の派遣支援	<p>陽性患者（疑い例含む）発生直後から、施設内の感染拡大防止策を図る必要があることから、公益社団法人兵庫県看護協会の協力の下、県内の感染管理認定看護師等を当該社会福祉施設に派遣し、初動体制構築を指導します。</p>	<p>対象施設：障害児者入所施設 申請方法等：右記に直接連絡してください。</p> <p>その他：認定看護師の所属元の医療機関における業務上、派遣が困難な場合もあります。</p>	<p>兵庫県看護協会 078-341-0190（代表） 090-1029-1741 平日9:00～17:30</p>